時事新報定價

時事新報ハ一年三百六十五日一日モ休刊セス其代價遞送料廣告料ハ左ノ如シ

一枚二錢○一箇月前金五十錢○三箇月前金一圓五十錢○六箇月前金三圓○一箇年前金六圓

○時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ遞送スルモノニ限リ右定價ノ外ニ一箇月十五錢ノ遞送料ヲ申受ク

時事新報廣告料前金

一行五號活字廿四字詰	一日限	一日以上六日迄	七日以上
一行ニ付	十二錢	十一錢	十錢五厘

各地方より時事新報の注文に付

時事新報社は注文に接するも代價を受取らざる間は遞送せざる定めあるに新規注文の方には往々代價を添へずして唯だ注文のみの書面に止り本社は更に代價請求の端書を發し代金を受取るまで遞送を差控へ居り候事にて雙方の不便あれば御注文の節は必ず代價を添へて御申込被下度尤郵便切手代用は御斷申上候

代價を受取りたる時は直ちに新報を遞送し其帶封名宛の傍に何月何日と記入致し候是れは右の月日まで新報の代價遞送料共相濟候證に付別に受取書は不差出候左樣御承知可被下候

月曜日幷に大祭祝日の翌日等他新聞紙の休刊日に限り時事新報配達の求めに應ず此場合には新報代價一箇月前金八錢にして地方に郵送する分は此外に郵便の實費を申受く可し

時事新報

議會の責任

責任內閣の論は年來民間の政論家が喋々したる所にて其趣旨の何れの邊に在るや知る可らずと雖も我輩の所見を以てすれば西洋立憲の諸國に於ては政府當局者の政略が國內多數の見る所に反し國會の議場に於て政府の意見は到底行はる可らずとの見込あるときは當局者は相率ゐて其地位を去り他の反對者が之に代るの例あれば論者も或は其例に倣ふて之を我國に實行せんとするものならんか果して然らば我輩に於ても異議なき所にして論者と共に一日も早く其實を見んと欲するものなれども抑も責任內閣とは單に當局の內閣のみに責任あるの義にあらずして之に反對する民間の人々には亦その心掛なかる可らず即ち當局者が責任を全ふして一同辭職の場合に當り之に代る者は國會の內外に於ける反對の人々にして其人々が一朝之れに代るときは取も直さず責任の地位に立つものなれば此場合に於ては退く者も進む者も共に責任の重きを見る可し而して其責任とは如何なる義なりと云ふに單に難きを他に責むるものにあらず例へば當局者は斯く〳〵の意見にて斯く〳〵の政略なりと雖も其意見政略は云々の次第なれば實際に行ふ可らず或は之を行ひたるが爲めに云々の不都合を見たりとて之に反對する其反對の說が國人多數の所見に適して之が爲めに當局者の辭職と爲れば反對の人々は直に代りて自家の意見政略を行ふの責に任ずるものなるが故に當局者の處置に反對して其責任を責る議論の結果は即ち反對者の責任にして雙方共に責任の重きを免る可らず事情かくの如くにして始めて責任內閣の實を見る可きなり我國に於ても年來民間に種々の政治論少なからずと雖も何れも無責任の論にして恰も天邊に向て空砲を放つと一般のものなれば隨て其論の駁雜にして條理の見る可きものなきも勿論なれども今日は國會も開け政府と議會と正々相對するの場合なれば議場の言論は一言半句も忽にす可らず殊に年來責任內閣を冀望したる論者に於ては自家の意見を陳ぶるにも又政府の案に反對するにも其言論には特に注意して自から責任の重きを期せざるべからざるに實際には然らずして寧ろ自から輕んずるの觀あるは其平生の議論に徵して我輩の甚だ失望する所なり例へば豫算案の一事に就て論ぜんに議場の有樣を見れば豫算委員會の議決ある一千萬圓の減額を始めとして或は七百萬圓と云ひ或は五百萬圓と云ひ何れも急激の節減を旨とするが如し其說に如何なる理由あるやは知るべからずと雖も單に原案の金額を見て高しと云ひ去るが如きは一場の空論に過ぎずして議場の責任論としては輕忽の譏を免る可らず思ふに今の政費は一國の經濟に割合して決して廉なるものに非ずと雖も溯りて政府の事情因緣を尋ぬれば其由來久しくして既に一種の痼疾を成したるものなれば之を療するには自から其疾に適するの醫案なかる可らず之を喩へば今の政府の情實は年來飮酒の癖に溺れて滿身酒毒に中てられ身體自由ならずして行步蹣跚の容體を呈したるものにて醫家の治方に於て此種の患者を療するには一盃二盃と次第に酒量を節して遂に全く其癖を絕たしむるに在り若しも然らずして一時に飮酒を嚴禁すれば患者は爲めに倒れざるを得ず左れば最初酒に溺れて自から節するに怠りしは政府當局者の失策に外ならざれども病の重體に陷りたる今日に至り醫療の責に任ずる議會の人々が從來の經過をも問はず現在の容體をも問はず直に急激の處法を以て一時に其病根を絕んとするは取も直さず病人を倒すものに異ならずして醫家の任を全ふするものと云ふ可らず元來我輩は情實治療の責を今の議會の人々に所望するものにして議會開設の上は政府年來の情實病も年を逐ふて全治の功を見ることならんと擬したりしに斯る治療の有樣にては他を治するの望は扨置き却て自家の不養生を免れずして或は病を以て病に易ふるの奇相を見ることもなかる可きやと竊に掛念する所あり右は唯豫算案の一例に就て論じたるに過ぎざれども議會の言論は其責任輕からずして一言半句も忽にす可らざるは申す迄もなく今日の有樣にては當分の處は責任內閣の望もなきが如しと雖も今後議會の政論次第に發達して次第に事實に近き責任の實を備ふるに至れば事局自から一變して政府に向ても亦その實を責むるの地位に達すること敢て難きにあらざれば議會の人々は今より自から省みて責任の重きに任じ其言論擧動に注意して年來の素論の如く一日も早く責任內閣の實を擧ぐるに至らんこと我輩の希望する所なり

官報

○大藏省令第一號

明治二十三年十二月勅令第二百九十六號ヲ以テ同年十月勅令第二百十九號船籍規則施行期限發布相成候ニ付二十三年十一月當省令第三十五號船舶稅徵收手續ハ二十六年一月一日ヨリ施行ス

明治廿四年一月十六日　大藏大臣伯爵松方正義

○司法省告示第六號

鹿兒嶋地方裁判所管內薩摩國甑嶋郡手打登記所ニ於テ保管ノ明治十三年一月ヨリ同十八年十二月ニ至ル甑嶋郡元手打村片野浦村瀨瀨野浦村靑瀨村長濱村藺牟田村簿公證簿紛失ニ付該村村ニ於テ該年度中地所建物船舶ニ付賣買讓與質入書入ノ公證ヲ受ケタルモノハ明治二十四年二月十日限更ニ同登記所ニ登記ヲ願出ツ可シ

但右期限內ハ紛失ニ依リ更ニ登記スヘキモノ、外他ノ登記ヲ停止ス

明治廿四年一月十六日　司法大臣伯爵大木喬任

雜報

○登記法中改正案　現行の登記法は都合四十一箇條より成るものなるが之に對して衆議院議員箕輪鼎氏は此程其改正（單に登記法第三十九條を改正するものにして其改正法案は去る十三日の時事新報紙上に見ゆ）の動議を提出し又同議員岡田良一郎氏は制規の贊成者を得て地所建物船舶に關する改正案を一昨日提出したり依て之を左に掲ぐ

地所建物船舶登記法改正法律案

右衆議院規則第八十六條に依り提出候也

明治廿四年一月十五日

發議者　岡田良一郎

贊成者　清水粲藏

外三十名

明治十九年八月法律第一號登記法中左ノ條項ヲ改正シ明治二十四年四月一日ヨリ施行ス

登記法

第一條中　第二項ヲ改ムル左ノ如シ

既ニ登記ヲ受ケタル地所建物船舶亡失破壞シタル時ハ其物件ノ所有者ヨリ其賣買入書入ノ契約中ニ係ルモノハ雙方ヨリ登記ノ取消ヲ請フヘシ

同條中　第三項ヲ削除シ更ニ左ノ一項ヲ加フ

地所建物船舶ノ用益使用居住權及地所賣戾ノ年季契約等ニ付登記ヲ請フモノアルトキハ本法ニ從ヒ登記スヘシ

第二條　ヲ改ムル左ノ如シ

登記ハ地方裁判所長之ヲ監督スヘシ

第三條　ヲ改ムル左ノ如シ

登記事務ハ市區役所町村役場ニ於テ之ヲ取扱フ

第四條　削除

第五條　ヲ繰リ上ケ第四條トナシ左ノ如ク之ヲ改ム

市區町村長ハ登記事務取扱ニ付テハ地方裁判所長ノ監督ヲ受クルモノトス

第五條　ヲ加フル左ノ如シ

市區町村長ハ登記セル證書ノ副本ヲ取纏メ月々之ヲ區裁判所ヘ差出シ裁判所ハ之ヲ登記原簿ニ記入シテ同所ニ備ヘ置クヘシ

第六條　ヲ改ムル左ノ如シ

登記簿ニ登記ヲ爲サヽル地所建物船舶ノ賣買讓與質入及書入及其他諸般ノ契約ハ第三者ニ對シ法律上其効ナキモノトス

第七條　第一　ヲ改ムル左ノ如シ

第一　地所ハ即町村名、字、番地、地目、反別、地價

第八條　ト加フル左ノ如シ

用益、使用、居住權及賣戾年季契約ニ付登記スヘキ項目モ前條ニ準ス

第八條　ヲ第九條トシ以下漸次繰リ下ケ併セテ各條文中ニ在ル條目ヲ改正ス

第二十條　ヲ第二十一條トシ「地所」「地券」ノ四字ヲ削ル

第二十七條　ヲ第二十八條トシ左ノ如ク改ム

地所建物船舶賣買入書入用益使用居住賣戾等ノ契約登記ニ付テハ其證書差出人ハ第二十六條ニ掲クル金額ノ區別ニ從ヒ每一件ニ其登記料ノ半額ヲ納ムヘシ

第三十九條　ヲ第四十條トシ之ヲ改ムル左ノ如シ

地所賣買讓與荒地起返開墾鍬下年期明等總テ土地臺帳ノ訂正納稅ノ增減ニ係ル手續ハ大藏大臣之ヲ定ム

第四十條　ヲ第四十一條トシ第一項中「地所」ノ二字ヲ削ル

同條第三項ヲ改ムル左ノ如シ

本條ノ登記ハ一件每ニ金一錢ヲ納メシム

第四十一條　削除

第四十二條　ヲ加フル左ノ如シ

登記ノ一覽ヲ乞フモノハ規定ニ依リ區裁判所ヘ申出ルヲ得ヘシ

第四十三條　ヲ加フル左ノ如シ

市區役所町村役場ニ收入スル登記料ハ其百分ノ二十五ヲ吏員ノ給料諸費ノ補助トシテ該市町村ニ下附スヘシ

○合衆國大統領の教書（前號の續き）

文官の任務　予の聞知する所を以てすれば文官の任務に關する法律は各等の官吏を任命するの職權ある人々の力によりて誠實に且公平に之を實施するを得たり而して文官の任務は日を逐ふて滿足の有樣に向へり委員の報告を閱すれば昨年度中甚だ少額の經費を以て大に施設する所ありしを了知するを得べし

改正關稅法　予は第五十一回の國會が其議事の首に於て關係極めて重大なる幾多の法律案を可決せしを以て我國と我國會とを賀す是等制法は其結果として我各種の工業進步の度を早め且つ其範圍を擴張すべく我麵粉及び自餘食品の爲めには內外に於て從前よりも大

且利便ある
斷少き雇役
爲めには安
ざる所あり
と尙は甚だ
况は未だ十
商工業の概
八百八十八
年とは我に
に利あるも
八百萬弗に
高を示すべ
は千八百九
し全國を通
一割三分以
精算額は千
示し紐育市
數に從へば
ふべし而し
ある基礎の
告せる破産
債額凡そ五
又昨年度に
みと一億千
第二の多額
農產物に係
する者ある
八百九十年
みと一割五
分ありしと
もの〻外他
喜ぶべき事
十分ある雇
に同盟罷工
八十四年以
場の低落は
望の感想を
不利ある金
の金融上の
挫折せられ
ける我證券
債證書及び
融通逼迫に
たるに起因
る金融上の
事件の之に
からず但し
響を及ぼせ
て我國民を
く抵抗し得
て再び緊要
との危懼心
稅總則は只
なる條項中
且該總則は
ば商業及び
を想像する
も稅關法の